

伝小笠原政康著 『当家弓法大双紙 宮仕門上』

山根一郎\*  
飯塚恵理人\*\*

一、経緯と目的

中世武家礼法を集成した小笠原流礼法を学ぶ者にとって、小笠原家伝来の礼書は自ら実践する礼法の典拠であり、その典拠は多いほどよい。ところが小笠原惣領家に伝わる近世以前の礼法書で、活字に翻刻され公開されているのは、『三議一統当家弓法大双紙』（以下『三議一統』）、『大双紙』、それに『万葉方之次第』『元服之次第』などのいわゆる『礼書七冊』に限られている（江戸時代に民間で出版された『小笠原流』と称する礼法書は小笠原家とは無縁である）。筆者は小笠原家が実際に所蔵した礼書を求めて、小笠原氏にゆかりの各地に赴き、その中で長野県飯田市の「小笠原資料館」、同松本市の「松本文書館」、福岡県北九州市の「小倉城庭園博物館」、あるいは愛知県名古屋市の「蓬左文庫」などで古文書として保存されている小笠原流礼書を閲覧してきた。ただこれらは、近世中期以降のものや既存の礼書の写しがほとんどで、未知の礼書の原典というも

のではなかった。

そのような折り、旧小倉藩主であった小笠原惣領家が、家伝の礼書類を、旧藩校を受けつぐ豊津高校の同窓会に寄贈し、それが現在、福岡県京都郡みやこ町立歴史民俗資料館に「小笠原文庫」として所蔵されているのを知った（福岡、二〇〇四）。さっそく同館から目録（錦綾同窓会、一九九一）を入手したところ、目録の中に、室町中期の当主である小笠原政康の筆とされる『当家弓法大草紙』十六卷なる礼書があった。

著者とされる小笠原政康は信濃守護として上杉禅秀の乱や結城合戦に活躍した武将ではあるが、彼が小笠原家の当主として大量の礼書を著したという話は小笠原家の伝書・伝承にはない。もしこの書が本物であれば、史料的にも貴重な礼書となる。さっそく同館に赴き、当該書を含めた礼書類を撮影させてもらった。

実物を見たところ、全体の構成も構造化されており、巻ごとの分量も多く、そしてなにより惣領家が所持していたという事実も含めて、この書には書かれた当時の礼法が集成されている可能性がある。

そこで、小笠原流礼法に携わっている人にとつての新たな典拠を提供するために、『当家弓法大草紙』の礼法に関する巻に絞って翻刻作業をすすめることにした。

また、小笠原流礼法の構造分析を指す筆者には、「小笠原流礼法」という作法体を構成・具現している新たな作法素群（テキスト）を得たことになり、これを同流の基本テキストである『三議一統』と比較していきたい。

以上の二つの目的で翻刻作業をすすめる。

## 二、解題

### 二、一、書名

各巻（現存する十五巻）の表紙に貼り紙で『当家弓法大草紙巻〇』（傍点筆者、以下同）とあり、序文内でも「当家弓法大草紙」と表記されているが、それ以外の各巻の目録以降では『当家弓法大草紙』となっている。本稿では後者の記述に統一する。

なお、本書の異本の類は管見に及ぶかぎりでは存在しない。

### 二、二、作者と年代

序の奥書に「嘉吉元年癸卯四月三日 源政康誌之」とあり、各巻の奥書はいずれも「嘉吉元年癸卯四月三日 小笠原大膳大夫政康」とある。小笠原政康および成立年代については続項で再び取り上げる。

### 二、三、内容

序の目録によれば、本書は次の十六巻からなっている。

序・諸家門、法量門上・下、宮仕門上・下、殿中門、伴奉門、射法門上・下、狩射門（本巻では技射門）、馬法門、蹴鞠門、膳部門、書法門上・下、実検門

このうち『宮仕門下巻』が巻ごと欠落している。

この書の序には、「今此書は平生にて見聞處を集めて三議一統を準拠として門を十二に分ちて、当家子孫たらん者、武の法度を執失せじと、短才薄智を顧みず、筆に任せて書綴り、名付けて当家弓法大草紙と云（後略）」とあり、まずは本書が小笠原家の礼書『三議一統』を準拠として書かれていることがわかる。実際、本書の書名も『三議一統』の副題と同一である。ちなみに、『三議一統』は政康の兄長秀が將軍足利義満の命によって、応永三年（一三九六）伊勢・今川両氏と議論して統一した礼書と伝えられるもので、小笠原家で公式に認められる最初の礼書である。『三議一統』は次の十二門、すなわち統以為家門、法量門、騎射門、歩射門、伴奉門、宮仕門、奏者門、馬法門、蹴鞠門、饌部門、筆法門、実検門で構成され、本書の各門とは名称は多少異なっても内容は概ね対応している。ただし本書では法量門・宮仕門・書法門などが上下二巻に別れ、合計の巻数が増えただけでなく、各門の分量も増えており、『三議一統』を大幅に拡充したものと見える。また、「当家子孫たらん者」以下の記述から、後継者（相伝者）が閲覧することを目的としていることがわかる。

これらのうち『諸家門』（『三議一統』の「統以為家門」に対応）はおもだった武家の系譜の記述であり、いわゆる「弓法」（弓馬の法と礼法を総称した糾法）ではない。

二、四、小笠原政康について

著者とされる小笠原大膳大夫政康は、小笠原家十一代当主にして信濃守護であり、九代当主である長基の次男（笠系）あるいは三男（家譜）として、永和二年（一三七六）に信州深志（長野県松本市）の井川館で生れた。兄は十代当主長秀である。

家系書（笠系）によれば、応永元年（一三九四）に父から糾法（弓馬の武芸と礼法の総称。ただし本書のように「弓法」とも書かれていた）的伝を受けた。長基から家督を継いだ長秀が信濃経営に失敗し守護職を解かれた後、応永十二年（一四〇五）に家督を譲られる（長秀に子がなかったため）。

政康は「文武達人」（系図）と評され、応永十三年（一四〇六）、上杉禪秀の乱での功により信濃守護に返り咲いた。応永三十二年（一四二五）には結城合戦で活躍し、その後後に將軍義教からの御教書・感状を受けた（家譜）。またその陣中で、夢により「弓弦甲番の術」をあみだし、家伝の射法の改正に努めたという（笠系）。

また、いずれの家系書にも記載されていないが、政康は、深志において小笠原氏の氏神を祀る筑摩神社の本殿を再建し（現在、国重要文化財）、甲斐の小笠原牧（山梨県北杜市）の小笠原家の始祖長清ゆかりの地に笠原山福性院を創建するなど、小笠原氏のアイデンティティに関心をもっていたことがうかがい知れる。

政康は生前にこそ小笠原家を守り立てたが、嘉吉二年（一四四二）の彼の死は、小笠原家にはかり知れない混乱をもたらす。政康の死後、小笠原家は嫡男宗康と長兄（政康が三男の場合）長将の子持長（笠系では政康嫡男）との間で物領職の相続争いが起きたのである。文安三年（一四四六）、両者は善光寺表漆田原で衝突し、宗康は戦死した。その後宗康の弟光康が立ち、飯田の松尾を本拠として、府中

（深志）の持長と対立した。小笠原家が松尾と府中に二分し、一時はそれに松尾に隣接する鈴岡の政秀も加わって三つ巴の抗争となり、互いに伝書類を奪い合ったという（笠系）。この分裂は府中家の長棟によって天文三年（一五三四）頃に統一されるが、九十年におよぶ内訌の後遺症は、次の長時の代になっても癒えず、甲斐の武田晴信が信濃攻略を目論み、深志の長時と争った際は、松尾方は武田側に与した。

二、五、本書は政康の筆によるものか

政康が礼書を著したという記録・伝承はない。そもそも小笠原家にとつて、「糾法」は基本的に一子相伝であるため、本来書物として残すべきものではない。『三議一統』は例外的に公開された書である（そのため小笠原の分家や他の大名家にも写本が流布している）。もっとも、戦国期では一子相伝という情報保持の脆弱性に対する保険として、複数の者（時には家臣）に相伝したこともある。そして実際に、長時の代に小笠原家滅亡の危機が訪れた。その苦難をともにした子貞慶が、わが子秀政が大名に返り咲いた時に、『礼書七冊』を著して礼法を伝授したのも、相伝の危機を体験したためである（この後大坂夏の陣で、小笠原家は再び危機を迎える）。ただし政康の時代にそのような必要があつたのであろうか。いずれにせよまずは本書が本当に政康の著であるかを検討する必要がある。

本書すべての巻末に「嘉吉元年癸卯四月三日 小笠原大膳大夫政康」と裏書があり、また本書第一巻『諸家門』の小笠原家の記述の箇所、政康の先々代当主である父長基を「某の父なり」と記し、また全国の守護職を列挙した箇所では「某も信濃の国にて守護なり」と記すなど、明確に政康の筆である体裁をとっている（裏書の署名

以外で作者が自称する記述は礼書では珍しい)。

ところが、作者が政康であることは、その裏書自体によって疑わしさが露呈する。なぜなら、嘉吉元年(一四四一)の実際の干支はかのとしり辛酉だからである。癸卯みずのとは最も近い年で応永三十年(一四二三)であり、政康が信濃守護になる二年前である(その次は政康の死後四十年ほど後の文明十五年(一四八三))。当時の人が日常的に使用していた干支もしくは年号を、少なくとも後世に残さんとする書的全巻で書き違いをする(しかも放置する)とは考えにくい。

さらに本書が政康の筆でない決定的な証拠が、『諸家門』における記述で、(若狭)武田氏の現当主を「武田国信」としている点である。実は武田国信が生れたのは本書が書かれたという年の翌年の嘉吉二年(一四四二)、すなわち政康の没年であり、国信が若狭武田の当主になったのはさらに約三十年後の文明三年(一四七一)である(戦国人名事典)。

このことから、本書の成立時期が文明三年以前に遡ることは不可能であり、むしろ嘉吉元年と文明三年の出来事が混同されるほどの後代であることが推測される。ただ、本書の成立時期や政康に仮託した実作者を推定することは、本稿の関心域ではない(一言だけ推定しておく、政康に仮託された理由は、小笠原家の歴史における彼の特異な位置と関係しよう。本書が政康の兄長秀が記したという『三議一統』の補充という内容であることから、著者を政康にすることで、本書の所有者が、血統は別としても、糾法の系譜として内訌以前の小笠原氏本流につながることを示せるからではないか)。

## 二、六、本書の価値

本書が偽書であると判明したものの、本稿の関心は、あくまで本

書の内容が小笠原流礼法書として価値があるかどうかであり、本書にオリジナルな作法情報を見出せばよい。

本書は『三議一統』に準じて書かれているが、内容はかなり再編集されている。たとえば本稿で扱った『宮仕門上』では、『三議一統』の法量門・伴奉門・奏者門の項がかなりの数まじっており、さらに天正年間に貞慶から秀政に伝授されたという『大双紙』(原典は伊勢貞頼の『宗吾大双紙』)や『万葉方之次第』と共通する記述もあることから、『三議一統』とそれら後代の礼書とを結ぶ位置にあるもの、あるいはそのように見せるためであるかもしれない。この問題は、今後の翻刻をすすめながら明らかにしていきたい。

実際、『三議一統』では論旨が不明瞭な箇所が、本書では明瞭になっている(本書側の誤字・脱字によりその逆の場合もあるが)。文字数・項数が増えた分、『三議一統』の内容がより詳細になっている。またこの書独自の記述もあり、その論旨は小笠原宗家礼法総師範にして作法学(作法を命題体系として構造分析する)の提唱者である筆者(山根)の目からみて、小笠原流礼法の本質と構造的に矛盾していない(このあたりの分析は翻刻に後続する作業として予定している)。

すなわち、本書が政康から時代的に離れた後世の偽書であるとしても、小笠原家に伝わる礼法に精通した人物による書であることは疑いなく、その人物とは、同家礼法の特質から、小笠原家内部の人間、たとえば長時・貞慶・秀政クラスの相伝者であろう(彼らの時代には家督継承者以外の外戚や家臣にも選択的に相伝されていた)。

### 三、凡例

本書の底本は、福岡県京都郡みやこ町立歴史民俗資料館内の小笠原文庫蔵である。

本文の表記は通説の便宜上、以下のように改めた。

仮名遣いは歴史的仮名遣いにしたがい、変体仮名・片仮名は現行の平仮名に改めた。

漢文体の部分は読み下し文に改めた。

句読点・濁点を打ち、事項の列挙には「・」を加え、引用文・会話文は「」で囲んだ。

特定の漢字にはふりがなを加え、仮名や宛字では意味が不鮮明になると思われる語句には漢字を（ ）で示した。

欠落とおもわれる箇所・添書き・訂正・補入部分は、（ ）内に該当分を加え、その旨を記した。欠落箇所で、『三議一統』から語句○

○を補える文は「○○」三議」とした。

作法素にかかわる部分で『三議一統』と異なる記述（作法要素）である場合は、(⇄)「○○」三議」とした。

明らかに誤記と思われる箇所は右傍にママと付し、( )内に正しいと思われる字を「」で示した。

判読不能の文字は、□で示し、推定できる字を（ ）に示し、右傍に?を付した。

語句の意味解説を付加する場合には(=○○)と文字を加えた。

今後の作法素分析における『三議一統』等の小笠原流礼書と対比する便宜のため、頭に通し番号をふった。また、他の礼書に対応する箇所(全く同一文ではない)がある場合、末尾に通し番号を

付けた(東洋文庫版『大諸礼集』には通し番号が付されている)。たとえば、n1n1nは『三議一統』(東洋文庫)の門1通し番号という表記、n1n1nは統群書類従本(通し番号はない)。ちなみに、門n1について、法…法量門、歩…歩射門、伴…伴奉門、宮…宮仕門、奏…奏者門、蹴…蹴鞠門。大1n1nは『大双紙』(東洋文庫)、万1n1nは『万葉方之次第』(東洋文庫)。さらに一か所程度対応している礼書(翻刻版なし)は、礼書名を記した。

### 四、文献

本文の翻刻の際に参考にした文献

『三議一統 当家弓法躰の抄』 島田勇雄・樋口元巳校訂『大諸礼集』所収 東洋文庫 平凡社 一九九三年

『大双紙』 同右

『万葉方之次第』 同上右

『三議一統大双紙』 『統群書類従第二十四輯上』 所収 一九八四年

参考文献

『笠系大成』 『新編信濃史料叢書 第十二巻』 所収 信濃史料刊行会 一九七五年(本稿では「笠系」)

『勝山小笠原家譜』 『信濃史料叢書下』 所収 信濃史料編纂会編 一九六九年(本稿では「家譜」)

『小笠原系図』 『統群書類従 第五輯下』 所収 一九五九年(本稿では「系図」)

『小笠原文庫古文書目録』 福岡県立豊津高等学校錦綾同窓会 一九九一年



福嶋紀子「竜雲山広沢寺の文書と文書整理」『松本市史研究』一四号 二〇〇四年

『戦国人名事典』阿部猛・西村景子編 新人物往来社 一九八七年

最後に、底本の撮影の便宜や翻刻の許可をいただいた、みやこ町歴史民俗資料館学芸員の川本英紀氏および同館職員の方々に感謝いたします。

## 五、宮仕門 上

- 1 一人 主人へ物を申承る時は、左の御膝を守りて申承るべきなり。御一門・親かた人の時は左の御膝を見て申承るべし。等輩の人ならば顔を見て申承るなり。法―55、万―77
- 2 一人 物を申し上る時は、君臣・父子・兄弟・伯父甥等の差別には少し膝を替りて申すべし。隠密ならば指寄りて申すべし。隠密の儀申承は御左右上下は無く人の間の遠き方より申承べきなり。法―56
- 3 一人 主人へ哥の題を進上する事。其まゝあそばす様に、字頭を上にして進る也。短冊も之に准ずる也。法―57
- 4 一人 同じく書状進上の事。字頭を我が方へして取り直し、右にて進る也。宛所の上を取るべからず。左の手の平にすへて右の手をば突くべし。法―57
- 5 一人 主人への御文に我を宛所にして来るは状を左に持ち出す也。隠密の状ならば懐中も苦しからず。以前内見して腰帯ばかり引き切りて持つべく参る也。又一説に右のごとく我を宛所にして状進する時は、しかじかと披露して、状を進る時、御気色により彼文を本のごとくにかい巻て上巻礼紙迄巻て退くべし。法―56
- 6 一人 文箱ながら進る事。左右にて持ち出、御前において、跪て捧げ申すべし。持ちて出ざまに緒をば右にてときて、出すべし。文箱に上下なし。蒔絵ならば蒔絵を本とすべし。太刀に添ば、太刀を右に置き、文箱を参らせて、太刀を進るなり。太刀なくば申すべき事を申し、右を突き、左にて文箱を進上するなり。法―53、54
- 7 一人 扇に物をすへて参る事。裏に居（据）べし。又物書きたる扇にするべからず。要の方を取り直し、人の右へむけて出る也。惣じて近習に召仕はるる人、扇に物書くべからず。法―65、法―68
- 8 一人 御腰物役の事。御装束めさるる間は刃を下へしておびかね（帯金）をうちにして、くり方の間を持ち、御扇よりはじめて御畳紙迄取り揃て捧げ奉り、其後御手をかけられ候時、刃を上へひねり返して参せ申べし。但し人前にもなく御風呂行水などの時は御帯を左の肩にかけ、右の手にてさやをとり、左の肩の通にあいくちのあたる程に持ち、是も又筭さしを表にして持つ也。御さし有る時、又ひねり返して刃を上にしてささせ申すべし。法―72
- 9 一人 扇をばかなめを下にして置くに、左の手の平をかなめの方の切目にあてて進る也。同輩へはかたむけて渡す也。左の手をば渡へからず。右にて渡すなり。法―67
- 10 一人 軍陣にて座中の団うちわ、少し御左へなびけて扇に准すべきなり。小刀の事。是も袖を下にして左の手の平をそとあてて、右に刃を人の左にして左の手を柄頭に添て進る也。同輩へはなび
- 11 一人

- 12 一 かけて片手にて渡す也。法―77  
 硯・料紙を進上する時は、硯を左に持ち、料紙を右に持ち、人の前に歩み向て左に料紙を押しむけ、硯を右に置いて帰るべし。法―61
- 13 一 軍陣にては硯を右へ持て人の左へ硯を置、右に紙を置くべきなり。法―62
- 14 一 硯箱かけより出は、そとふたを開て、硯の上下を見て押しむけて納べし。同座ならばふたとらぬ物也。蒔絵あらば絵の上下を正すべし。法―63
- 15 一 御筆、貴人に参らす様は、扇に置きて進る事也。軸の方をかなめの方になし持参いたし、左へ要を取り廻して右にて扇をため、左のつまさをたむれば筆の軸あがるべし。法―64  
 主人（「へ」三議）客来の御寝所取るには、御枕は北南に定るなり。東床は南枕、西床は北枕と敷く也。但し座にもよるべし。宮―1 嫁入りの床をば必ず北枕也。南頭は忌む也。宮―2
- 17 一 御宿直物<sup>おひ</sup>たたむ時は、其ま召す様に中ばかり折りて表をおりて〔表〕抜け？三議〕へたたむ也。宮―3 又女房・児の小袖は右の妻を下になし、男・法師の小袖は左のつまを下へたたむなり。陰陽を表する也。嫁入の小袖は三つに折り、前を東と西へしてむかひ合て式つ畳の上に置くべきなり。宮―4
- 18 一 御上敷は殿の御座をば上より下へ敷て、たたむ時は下よりたたむなり。女房の御座をば末より敷て上よりたたむなり。宮―6
- 19 一 鞠の庭に水打つ様は、是も軒むきより参りては其むかふより
- 20 一 後しさらに打て返り、縁へあがる時、足のぬれぬ様に着むべし。宮―9、万―100  
 同庭はく事も、箒を取て軒向うより参りて向うよりあとへ軒際へはきて、畳紙にて足のごいてあがるべし。小者の役なり。宮―10、万―101
- 21 一 正月一日より三日の間、御手水の次第は、御年男の役也。わたし（渡）・はんぞう（半挿）を置く事、御手水の時はわたしの角の方をば御前へむけて置くべし。是則御小袖のつまをおさへ申さんため也。左様になきは御つまぬる故也。去は（「是により」三議）わたしを作り付たるなり。はんぞうの底にはゆづり葉・うら白を敷き、其上に青き石のちいさを置きて参らせよ。手水かけ申す時、左にて御ひさげの口の本を三寸ばかりへだててとり、右にては、ふたのあかぬ様に取るべし。湯をかけ残さぬ物なり。御手拭は物にすへ、主人の左に置く也。又我が左の肩に掛る事も有り。若し又御手水の粉と（「仰せ」三議）あらば、追膳の折敷にすへて参らすべし。御手前に置くべし。御手水をひしゃくにて参らす事も有り。我が左の手にてひしゃくの柄先を取りてさか手にかけべし。宮―11
- 22 一 楊枝を正月朔日に主人に参らすには、公卿（供饗）に裏白を敷て其上にゆづり葉を置きて御年男参らせ上べし（「き」なり。惣じて楊枝のすへ様又物にはさみて進るにもめされ様、男・女房に替べし。男の楊枝をばふとみを御左へなして参らすべし。ふとき方を御上手に召さるる也。女房・児の楊枝はふとき方を右へなして進上申せば、下手にとりて折り返して召さるる様にすべき。何れも定る法にて候。宮―41

- 23 楊枝のけづり様は、恋慕の楊枝はけづりかけに習有り。けづりかけをさかさまにするはそしる心なり。式には「は」無し三議)したるはほむる心なり。宮―42
- 24 賞翫の白拍子・傾城などに料足を出すには、宗徒(主立った者)の中へ取りて出すには、銘々に出す共唐櫃のふたに入て持ち、小刀を取り添て参らす事も有り。当座にてぬきて料足を小刀にて二刀三刀切るまねをして出す事も有り。か様に出し候へば、其中にて分けて取るなり。只出せば大夫一人の引出物に成る也。又小刀を広ぶたに持ち添て出し、皆の方へと披露してそこ(底)にて小刀をさして帰る事も有るべし。宮仕へする者はそれぞれの法式を能々わきまへるが能きなり。宮―72
- 25 敷革敷き様は、式つばかりに折て参り、白毛の方を主人の左へ成る様に毛の方を上ひひろげて敷く也。あたらしき革を人に進るも白毛を上へ成る様にして持つ也。座敷などにかくるも白毛を表へむけてかくべし。歩―12
- 26 ひつしき(引敷)の敷き様は、毛の方を上ひひろげて敷くべからず。あら皮をうらを能くつくり、うらをうちて是も式つばかりに折りて片手にて持参るべし。緒の付たる方を主人の後へなして敷く也。又云く、主人のひつしきを主人にしかせ申す事有らば、緒の方を御左へ毛先を右になして、裏の方を座敷の表へなして敷く也。緒の付け所を上にしてかけべし。敷革は毛の方を表へなす様に敷くべし。或はさかしま、或はうらを返して敷く事を忌む也。敷革は毛の方を表へ成る様に敷く也。又一説に敷革は毛の方を表と云う。ひつしきは裏うちたる方を表と云ふなり。歩―13
- 27 常の敷皮の敷き様。式つばかりに折りて、白毛を見せて持参いたし、白毛の方を主人の御左へなす様に毛の有る方を向うにして持つ也。歩―6
- 28 熊の革の引敷は、無官の人は、斟酌有るべき事也。歩―38
- 29 弓鞆の圓座を敷くには、あみめを表になす様に敷くなり。歩―15、蹴―32
- 30 社参仏詣の御伴の心得は、念珠は陰の具足なれば右成るべし伴―27。香炉は陽の具足なれば左成るべし。伴―28
- 31 貴人の書状をば左に持ち、我が披見したる状をば右に持つべし。伴―29
- 32 経の類をば両の手をかけて持つべきなり。伴―30
- 33 主人の御供に風呂に入らば、先ず御さきへ入つてぬるめをとらせ、篠の葉のほうきにて露を掛け、御左右を申すべし。主人御入りなき以前に手綱(禪)をぬらす事なかれ。伴―31、万―86
- 34 御垢に参るには、賞翫の人風呂に入りたるにあかにも湯をつくるにも拍子をこひをして高くふく事は尾籠なり。両方の爪を調べてしづかにかくべし。伴―32、万―87
- 35 主人御供の時、門戸出入の事。我が心あつて御先へ参り、左右を見きわめ、出入をさせ申すべし。又門戸の出入も柱のきわと中程を通す事を、そばへよりたる門戸の「闔」が欠三議)闔は主害の口也。此心かけ尤も敬う心(持)補入)也。伴―35、万―94
- 36 主人御供の時、築地のまがりめ・小路にては是も御先へはしり通りて左右を見廻して御供申すべし。伴―34
- 37 主人、陰所へ御入り候時、御供ならば御太刀を我が左に切刃



- 44 一 羽を進上には、一尻の羽又丸羽をば鳥を正し、羽先を御左(⇩)
- 43 一 黄金進る様は、うすやうに包む事も有り。時宜に依りて懐紙に包む事も有り。春夏は柳の枝にもするべし。冬は梅の枝。切り様有りてすゆるなり。十文字嫌うべし。秋は紅葉に居(据)る也。奏―4(金)、奏―4(草金)、万―71(黄金)
- 42 一 魚鳥の請取渡は、一鳥一魚は御左に頭をなして、腹をむけて進上すべし。二鳥二魚は御左へ頭をなし、腹を合せてまいらせよ。奏―5
- 41 一 花瓶の事。神前の花をば右に立て、仏前をば左に立るなり。奏―3
- 40 一 花御目にかけて様は、木の花を其ま本を下へ左に参り、若しめされば右の手を少し添えて進上申すべし。草花をば花のさきを下へして、右に捉(さ)めて御目につけて、めさるる時は左にて花をなでて押し直し申すべきなり。なづるよし有り。奏―2
- 39 一 主人御供の時、神前にて御幣の役は、神主持ち来る所へ歩み寄りて請け取りて左の手にて幣の本をとり、進る時、我が左の膝を突きて、ちと御わきへより進る也。給ふる時は、御幣の本を右に持ち、左にて上を持つ様に給ふるべし。女房の御供の時は、輿の右より轅(みかえ)の戸へ参り、膝を突きて左の手にては御すだれをあけて御幣の本と御輿の中へ参らす也。伴―36
- 38 一 主人の常に御座有る畳ふむべからず。掃除などの時も箒を指延べてはくべし。ふむとも手を突きて通りてよし。伴―34
- 45 一 「右」三議へ進るべし。作りたる羽をば毛を正して羽先を御右へ進るなり。奏―6、奏―6(左)
- 46 一 鷹請取様は、先ず我が身をかいつくりて鷹の驚かぬ様にする也。常のごとく一礼して座へ出て指懸(「先ず弓懸け」が欠?三議)をひそかにさしてしかと留て、鷹のそばへ参り、ひざまづき、左の手を突き、右の手を下にして先ず鞭(むち)をこふべし。ぶちをこひ右に置き、其後又右下にして色代して大緒のさきを取りてとばさぬ様に請け取り、さらりと居(据)直りて鷹の五方をかひつくりふべし。一礼して帰るべし。奏―9。
- 48 一 鷹請取る時、若し渡し手大緒を取りこぼして一筋渡さば、先ずとりこぼしたる大緒をひろいて、其手にて大緒のはしを取りて右の指にかいからみ、扱つよくしづかに請け取りて、其

- 55 一 梨の事。節分より内は「ありのみ」と云ふ也。又節分過て「梨」  
宮―23
- 54 一 梨の庖丁は、つゑ(杖)のかたより皮を取る也。扱そばを(ば  
一)補入)切きりてかたわらに置いて、其方へふせていくつ  
も切るなり。杖有る方を座へ進る也。扇・豊紙をも敷くべし。  
宮―23
- 53 一 初瓜ならば、むく事なし。其まま洗ひて中より切りてわりて  
まいらすべし。宮―22、 $\uparrow$ 万―129、130
- 52 一 熟瓜を皮むきて貴人に進る様は、六刀六角にむきて先ず一切  
れきりて扇に置いて、扱堅さまに刀をあて、又横に輪切りて、  
皮ながら天目・建蓋などに入れ、ふりさし(瓜差し)に指し  
て聞し召す様に参らす也。瓜さしの寸は、五寸二分にけづ  
り、丸く一方に角有る様にめんを取る也。以前仰せ付けられ  
時、御前を立ち、けづり申したき人にふりさしのさいそく申  
して、扱かたわらにて手を能く洗い参り切るべきなり。宮―  
14、 $\uparrow$ 万―125
- 51 一 鴈袋は大物には必ず添ふべし。奏―20
- 50 一 鴈ぶくろは、春夏は鷹かしらを人の方へむけ、秋冬はうさぎ  
かしらを人の方へ向て出すべし。奏―22
- 49 一 鷹のぶち請取り渡すは、渡し手はぶちをおしみ、請取り手は  
先ずこ(乞)ふが法也。渡す時、右の手の甲を地に付て取柄  
六・七寸出して渡す也。請取り手は鞭を請取り、常のぶちの  
ごとくさらりとふり直し、右の膝の本に置き、扱鷹請取るな  
り。奏―20
- 77 一 鷹のぶち請取り渡すは、渡し手はぶちをおしみ、請取り手は  
先ずこ(乞)ふが法也。渡す時、右の手の甲を地に付て取柄  
六・七寸出して渡す也。請取り手は鞭を請取り、常のぶちの  
ごとくさらりとふり直し、右の膝の本に置き、扱鷹請取るな  
り。奏―20
- 64 一 盆・香箱・三具足ならば、座敷の上に置き、披露して其まま
- 63 一 籥をふく人へ渡すは、籥のかしらを我が右へして横様に渡す  
べし。宮―32、万―79
- 62 一 琵琶をばてんじゆを左にして持ちて出、其前にてふ(一)と(一)  
り直し、人の左へして渡す也。左(右)を訂正)にては腰を  
かかへべし。是も勾当分への事也。宮―35
- 61 一 尺八出し様は、哥口を其人の方へ向て参らす也。宮―31、  
万―78
- 60 一 飯の後の菓子に定れる事也。楊枝そへて出すべし。然らば楊  
枝ばかり取りて、たたみの上に置いて菓子をば喰うべし。取  
りわけてんじん(点心)の上の菓子をば賞翫すべし。法―118
- 59 一 座頭・勾当分ならば、出家程にあつかふべし。衣を着したる  
故也。酒をすすめば七分成るべし。茶をば片手を右にて取り  
て成るべし。案内者の時は、右の袖をひかへて座敷へ出る也。  
其座のをとなしき人、其座に仁鉢をあらあらかぞへ聞すべし。  
宮―28
- 58 一 客人、鼻紙などあらば、二かさね、其ままたたまずして参  
らすべし。たたむやうしりたらば、たたみても尤も成るべし。  
宮―18
- 57 一 粽のかしらよりむきかけ、筋違て二刀切り  
て、芝居などにてはか様にして参らせ申すべし。扇にもする  
べし。宮―24
- 56 一 事は常の習也。宮―25
- と云ふ也。又節分より内は皮を取り、節分すきては皮をとら  
ぬ也。ありのみの時は皮きれぬ様にむくべし。宮―23
- 貴人にこんぶを参らせば、おりめを参らすべし。二切れ進る  
事

65 一  
出すべし。何れも客人貴人ならば、謹みて取りて家子が被官に渡すべし。座中にも縁にても見合能き所にて渡すべし。宮―73、宮―69

66 一  
盆の置き所は、一番に横座の畳の中より左のまなか程に置くべし。二番には畳の中のへりの奥によせ、へりに置くべし。三番には盆の中の間通し座下にかたよせて畳のへりの内に置くべし。是は同輩の時用ふべし。又沙汰の事は、畳の右のはしに置くべし。仏事の時は、畳の左に置くべし。宮―74  
惣別、奏者の心得は、主人の気色を見る事を第一とす。左の人を揖する時は其手を左にし、右の人を揖する時は其手を右にす。座配は鼯<sup>へん</sup>偏<sup>へん</sup>頗<sup>へん</sup>なく目・心を賦り、主人客人斟酌なき様にあつかふべき也。奏―1 重き物を軽き様に見せて持ち、かろきちいさき物をはいかにも重く持ちなすは、有心底の躑なり。

67 一  
召しつかわれ申す仁の平生の心得、品々有る事也。先ず主人の御座近き所にて高雑談<sup>なぞだん</sup>又は高はななみ・戸の明けたてあらく・足音たかきは尾籠也。又御前に伺候の時、膝を組ぬき、入れ手すべからず。何程おかしき事有るとも、声をたて笑ふべからず。扇遣ふべからず。汗のこい・はながみ・あくびし眠るべからず。但し難儀ならば少しかげへむきてはながみ汗をも拭べし。御供の時、御跡にて傍輩夜物語などして戯る事よからぬ事也。又歯をくろめたる人、かねをつけぬも尾籠なり。鬢をそそがずまじき也。うちかけゑほし・うち懸すわう不礼なり。かたぎぬも之に准ず。惣じて貴人の御前にも此分はたしなむべし。是又躑也と心得べし。大―1

68 一  
若き人の心得らるべき様は、あしたにはつとにおきて、口す

69 一  
すぎ、びんをかき、髪をゆいて先ず父母の所へ出べし。扱主人の前へ出仕いたすべし。退出の時も親の前へ出て時宜をかたるべし。又殿中の御番少もゆるがせにいたすべからず。何れにても我が役目に精を入れべし。大―2  
故人の申されしは、主人の御氣にあひ候はんとすべからず。御氣にちがわざる様にすべし。取分け幼君へ此心得第一入事也。若き人、主人の前にも其外人前にも、年寄おしのけさし出候事不儀也。我より下の人なりとも、年寄たるをばうやまふべし。是道なり。但し晴れの時たがいの位を守る時は各別也。それ(とて)「書添」も少し用捨は有るべき也。大―3

70 一  
主人又はうやまい仁に物を申す時は、少し我がかほを右へ我が息のあたらぬ様に覚悟すべし。又若き人などは、髪にも小袖にもほひを留めべし。此礼也。但し男はたき物をば用ひざる者也。其身持ちをきれいにする事老若ともにたしなみなり。大―4

71 一  
奉公の面々はさのみ理発だてなる事然るべからず。「錦を着、調をくわふ」と古き文にて(も)補入)見得たり。理発を面だてれば、人のにくみを請けて害をまねくもとい(基)なり。諸事に付けてひかえ心に遠慮有る事、奉公人の平生の覚悟の最上成るべし。大―6

72 一  
建武十七ヶ條にも「近習の人を撰ばるべし」といへり。其器用と云うは、一品かざるべからず。其身のうまれ付たる能事有るべし。たとえは孔門に四科をたて撰、高祖の功臣に三傑の不同有るがごとし。第一、正直廉潔にして極心なる人。第二に奉公の忠をいたし私をかえりみざる人。第三、弓馬の道

に達し、心勇の有る人。第四に和漢の才芸あらん人をよしといへり。悪きの第一には、胡乱猛悪にして欲心にふける人。第二(「に」欠)不奉公にして人の品を云ふ事を好む人。第三に武芸つたなくして、勇のなき人。第四に狂言綺語を以て人にわらわるるを面目にする類の人をあしきと云ふといへり。  
大―7

73  
一  
惣じて人は身の程よりも過分にふるまふ事然るべからず。末をもき者は必ずお(折)るるといへり。根よりも枝葉のかちたるは終にはわるき事と申す也。かまへて上に下のまかる事有るべからず。上をかろしめおのれを先とする類、尤も然るべからずといへり。大―8

74  
一  
何にても一品の上手たらんをば上下をいわず賞翫すべし。品くんだりたる奉公人なりとも、晴れの役を勤めたるを賞翫する也。又物毎に上手と云ふ人も座ごとに勝れたる事はなき物也。わるき事のすくなく、能き事の多きを上手と申すげに候。但し、上手のしわざにのみ無下なる事は有るまじき也。上にあらわす事どもは皆宮つかへする人の心によるしき事成るにより、爰にあらわしをわんぬ。大―9

75  
一  
御簾を懸るには、かぎもこまるも内に有るべし。内へ巻てかけべし。又かぎなければ杉原を四つに折りて向し程たまへ引き出してそれにてあけて結ぶべし。神前の御簾はかぎもこまるも外に有るべし。躰の書―77

76  
一  
辻堅め・門役の時は、小太刀を持たせるが能き也。打刀はあしく候。又緒の付けたる敷革を用らるべし。敷様は、我が腰に付けたる様に布の方を面になして敷くべし。緒の付けたる方を五寸ばかり内へ返して後になして敷くべし。常に五寸ば

50  
かり置きて緒を通す所有り。腰にも付けべし。式の敷草にては有るべからず。又仏神の前にてはくひかみを前へなすべし。其外の所にては後になして敷くべし。大―22

77  
一  
御茶参らす事。右の手にて台を持ち、左の手にて建蓋と台をかかへて、ちと指し出して持つ也。参らせざまに両の手にて台を持ちて参らすべし。聞し召して後は、両の手に台ばかりを持つなりといへども、只以前のごとく持ちたるがあぶなげなくて能きなり。大―41、仕付方万聞書―28

78  
一  
主人の御鎧又は誰人にも「見よ」と仰せあらば、先ず射向の袖を見て、其次にむないたを見て、其次に右の袖を見て、総角を見て、扱本のごとく戻りて具足の前より甲を見べし。以上五所を見る法なり。扱ほめ様「近此(「良い」)のかたち」とほむる也。其外は物を云わず。鎧をまわらぬ事也。

79  
一  
座敷のかざり様は、屏風をば墨絵を座上に立て、其次に絵具入りたるを立て、其次に花鳥を書きたるを置くべし。みかき付きも下座の物也。但しそればかりあらば座上にも立つべきなり。

80  
一  
屏風を「ひく」と云ふは、死人のかたわらに立てる時ばかり云ふなり。

81  
一  
花見又は野遊などの時は、幕を「張る」とは云ふべからず。「はしらかす」と云ふべし。船の幕・旅末の幕之に准ず。

82  
一  
主人・貴人の御前へ伺公の時は、左の手の上に右の手を重ねて居るべきなり。

83  
一  
貴人の前にて茶を呑むには、両方の手を開きて茶碗をかかへ呑むべし。茶碗のはたに手をかくる事は比興なり。天目之に准ず。

- 84 一 扇にすへて能きは、数珠・楊枝・短冊・汗拭、大かた此類の物をば扇にすへて出すべきなり。
- 85 一 遊山見物の時、花又は紅葉などの枝に短冊を付遣には、貴人高位には一の枝に付くべき也。中位へは中の枝、下位には木下に付くる法也。短冊むすび様は、人に送る時は順にすべし。返事には送りに逆に結ぶ也。むすびて後、短冊の裏を表になすべし。又一説に貴人え奉るには短冊を本末にむすぶと云り。聞書秘伝―105
- 86 一 主人・貴人より給たる衣装をば頓とんてかたかけ（片陰）にてうつくしく着して、則ち御前へ出て、表にて御目にかかり候也。其まをかぬ事也。但し座敷の時宜にもよるべし。礼の本意は其時のよろしきにしたがい、座敷の程によりて能き程にはからいて仕るを躰の上手とは云ふなり。されば躰は時宜を見る事肝要なり。
- 87 一 主人月など御覧の時、御ともし火とあらば、月の光の失せぬ様にあかりを少し用捨いたして置く事也。
- 88 一 主人の御供にて川渡るには少し川下をわたるべし。但し水など出たる時は、川上をわたるべし。貴人の御供も之に准ず。
- 89 一 主人、小座敷に御座候いて召され候はば、刀をぬき縁に置きて参る物也。但し縁に人もなき時は、縁にてぬきて戸のきわに置きても能きなり。貴人高位へ召し出さるる時も之に准ずるなり。万―18
- 90 一 主人・貴人などの御前にて万事に付け礼儀をふかくする事は慮外ある物也。いかにも上たる御前にては脇々へ礼有るべからざるなり。万―104
- 91 一 人に物いかけ候時、飯にても菓子にても口に有る中に雑談

92 一 又色代にても申さぬ物也。先の人会あしらい釈成がたし。尤も物を喰う口に有る内には、我も猶申さぬ也。口には物をふくみながら申すは不躰成る事也。

よのつねに、人の立ちふるまふ事は、めづらしからぬ事ながら、時にとりて又越度のみ有る物也。順と逆とのけじめなどおもひちがへける事、毎度の儀なり。酒宴などの時も宮仕せん輩も進退の事、右へ廻る様に心得をなすべし。左はいへと弓馬の道殊に軍陣などの時は左へまわる様にすべし。平生の時は進退は右也。然れども座敷の様に依るべし。或は人などこつみたる時又はかき（垣）などのきわにて立ちふるまふに、必ず右へまわるとばかり心得てわりなく仕るも、かゝてあしき也。左様の時は、いかにも左へまわるべき也。只当座目にたち申さぬ様に時宜よきにするをさして躰とは申すなり。此心物毎に渡るべき也。一篇にこりかたまりたるは礼にあらす。爰を以て故人も礼の用い和をたつとむとや仰されし由、承り及び候也。

当家弓法大双紙卷第四宮仕門上終

小笠原大膳大夫政康

嘉吉元年癸卯四月三日

\* 人間関係学部 心理学科  
\* 文化情報学部 文化情報学科